

# 災害に強い施設園芸づくり

近年、頻発する豪雨や台風等の自然災害により、農業ハウス等の園芸施設に大きな被害が発生しており、農林水産省は災害に強い施設園芸づくりに向けて、「防災・減災・国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」を踏まえ、農業用ハウスの補強や園芸施設共済の加入を強力に進めています。

今般、これらの取組みを産地ぐるみで一体的に進める観点から農業共済組合と地域の団体等が協定を締結し、ハウスの補強や園芸施設共済への集団加入等に取り組む旨の取決めを行うとともに、当該協定に基づく取組みについて、共済掛金等を割引く措置が実施されます。共済掛金等の割引きの内容は以下のとおりです。

## 園芸施設共済の集団加入等による掛金等の割引措置

### 1. 園芸施設共済の集団加入による共済掛金の割引措置

次の要件に合致する共済加入者の共済掛金率が割引きとなります。 → 割引率：5%

#### 【要件】

- (1) 園芸施設共済の加入資格者が構成員となっている団体において、当該構成員が園芸施設共済又は保険へ加入する旨の取決めを行うこと並びに園芸施設共済の一斉加入受付の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて、組合と協定を締結すること
- (2) 当該団体が園芸施設共済の一斉加入受付を実施し、当該構成員の園芸施設共済の加入割合が当該一斉加入受付前より増加するとともに、当該加入割合が8割を超えること
- (3) 当該一斉加入受付により園芸施設共済に加入申込みを行うこと

### 2. 園芸施設共済の一斉加入受付による事務費の割引措置

農業共済組合と1の(1)の協定を締結した団体の一斉加入受付による共済加入者の事務費賦課金が割引きとなります。

- (1) 10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率：20%
- (2) 5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率：10%

### 3. 補強した特定園芸施設の共済掛金の割引措置

プラスチックハウスⅡ類のうち、骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設(40-2型)の共済掛金率が割引きとなります。 → 割引率：15%

### 4. 補償範囲の選択による割引措置

- ・小損害不填補(従来の10万円コースおよび20万円コースに加え、9月より50万円コースおよび100万円コースが追加)を選択(9月より棟ごとに選択可)することにより、掛金負担を抑えることができます。
- ・耐用年数が2.5倍以上経過した古い施設の補償を必要としない場合は、当該施設を園芸施設共済に加入しないことができるようになりました。

ご不明な点は、最寄りの事業所へ問い合わせ願います。